

平成二十二年六月十四日提出
質問第五八三号

DNA型鑑定の捜査活用に関する質問主意書

提出者
塩川鉄也

DNA型鑑定の捜査活用に関する質問主意書

警察庁は、平成十六年からDNA型記録のデータベース化を始め、翌年には「DNA型記録検索システム」の運用を開始している。現在では、DNA型鑑定及びその型記録を活用した捜査手法が進んでいるが、必ずしもその現状が明らかにされていない。

一 DNA型データベースに登録されたDNA型記録について、その総数及びその内訳（被疑者DNA型記録、遺留DNA型記録、変死者DNA型記録）を各年度ごとに明らかにされたい。

二 DNA型記録取扱規則第七条第一項はDNA型記録を抹消する場合を定めているが、現在までに抹消された記録の総数及び内訳（規則第七条第一項第一号と第二号の別）を各年度ごとに明らかにされたい。

三 DNA型記録取扱規則第七条第二号の「保管する必要のなくなったとき」とはどういう場合をいうのか。被疑者の無罪が確定した場合は、「保管する必要のなくなったとき」に該当するのか。被疑者DNA型記録のうち、被疑者の無罪が確定したケース及び、それにともないDNA型記録を抹消したケースの件数について各年度ごとにそれぞれ明らかにされたい。

四 DNA型データベースに登録されたDNA型記録以外に、捜査の必要から全国で実施されたDNA型鑑

定に関し、その総数及びその内訳（被疑者、遺留、変死者）について各年度ごとに明らかにされたい。また、都道府県別にも明らかにされたい。

五 DNA型データベースに登録されたDNA型記録以外に、捜査の必要から全国で実施されたDNA型鑑定について、検体の提供者からの承諾の状況はどうなっているか。遺留DNA型記録及び変死者DNA型記録でない場合に、承諾書の提出を受けて行ったDNA型鑑定数と、承諾書の提出を受けずに行ったDNA型鑑定数を示されたい。

六 DNA型データベースに登録されたDNA型記録以外に、捜査の必要から全国で実施されたDNA型鑑定に関し、保管、破棄・抹消等の取り扱いについて定めた法律・規則等を示されたい。

七 DNA型データベースに登録されたDNA型記録以外に、捜査の必要から全国で実施されたDNA型鑑定について、被疑者が確定した場合、被疑者を確定するために行った他のDNA型鑑定の記録は、抹消するのか。それとも保管しているのか、その取り扱いを明らかにされたい。

八 DNA型記録取扱規則の制定にあたり、「DNA型データベースに関する有識者会議」など、有識者の意見を反映する会議等を行ったか。「DNA型データベースに関する有識者会議」の結論は、どのような

ものであつたか。その結論をまとめたものを示し、DNA型記録取扱規則制定との関連を明らかにされた
い。

九 DNA情報は「究極の個人情報」ともいわれ、その取り扱いについては個人情報の保護との関わりでも
国民の関心はますます高くなっている。現在のDNA型記録取扱規則による運用で、個人情報の保護は、
十分果たされていると考えているか。政府の見解を示されたい。

右質問する。